

会員各位

協同組合 近畿整骨師会
理事長 田村 公伸
保険部長 川本 大作

－ 保険部連絡 －

かつらぎ町における助成医療費制度の対象範囲拡充および請求方法について

平素は本会運営にご協力を賜り、誠に有難うございます。

子ども医療費やひとり親家庭医療費等、自治体毎で運用されています助成医療費ですが、自治体あてへの請求方法については平成27年5月8日付け保険部連絡を初発として都度、一部の地域において請求用紙の統一周知を実施させていただいております。

この度 かつらぎ町から医療助成 対象範囲の拡充と請求方法について周知依頼を受諾しましたのでご連絡を申し上げます。下記内容をご熟読の上、対象月よりご対応くださいますよう、お願いいたします。

－ 記 －

現 行	かつらぎ町内 施術所のみ助成対象 (かつらぎ町外は償還払い)
↓	
変更後	和歌山県下、全域において助成対象
適用制度	子ども医療費 ・ ひとり親家庭医療費
実施日	平成29年2月診療分(3月請求分)より
留意点	①事前にかつらぎ町と施術所間において覚書の締結が必須 ②請求時はかつらぎ町の独自請求書の添付を要する
問い合わせ先	かつらぎ町役場 やすらぎ対策課 保険係 〒649-7192 伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160番地 (電話:0736-22-0300)

上記により和歌山県下すべての施術所において平成29年2月施術分(3月請求分)からは、かつらぎ町への助成医療費 請求用紙は本会所定の“柔道整復施術療養費支給申請書”を使用し、総括票およびかつらぎ町独自の請求用紙を添付の上、請求業務を行ってください。

※本案件は社会保険加入者についての対応です。

国保加入者の医療助成対象者については変更ありません。従前通り公費併用請求分として和歌山県国民健康保険団体連合会あてに支給申請書をご提出ください。

《注意》かつらぎ町との覚書の締結について

初回、『支給申請書+総括票』を提出することで未締結の施術所にはかつらぎ町から必要書類(覚書、振込口座 登録用紙、独自請求書)が後送されてきます。案内に記載されているとおり書面整備の上、かつらぎ町あて返送ください。締結後の請求については『支給申請書+総括票+かつらぎ町独自請求書』の3帳票をご提出いただきますよう、よろしくお願いたします。

・本通知を含め当会から請求用紙統一周知を行った自治体は以下となります。

岩出市 ・ 田辺市 ・ 橋本市 ・ 和歌山市 ・ かつらぎ町 ・ 紀美野町 ・ 日高町 ・ 日高川町 ・ 美浜町 ・ 北山村

以上